くまもと県産材需要拡大総合推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、くまもと県産材需要拡大総合推進事業(以下「事業」 という。)を実施するに当たり、その適正な執行を期するため、必要な事務 処理について定めるものとする。

なお、事業の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年規 則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県農林水産業振興補助金等交 付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領により実施 するものとする。

(事業の目的)

第2条 木材団体が実施する県民に森林の役割や木材の良さについて理解してもらうための広報、普及啓発、調査等の取組みに対して支援することにより、県産材の需要拡大を図り、木材産業の育成強化・振興発展に資することを目的とする。

(事業内容等)

- 第3条 事業の対象となる事業内容及び実施主体は次のとおりとする。
 - (1) 木材産業強化育成対策事業
 - ア 事業内容:木材業・製材業の育成強化を図るため、木材の普及 推進による、需要拡大、JAS製品の普及、調査等の事 業。
 - イ 実施主体:一般社団法人 熊本県木材協会連合会
 - (2) 木材産業振興対策事業
 - ア 事業内容: 木材業・製材業の振興発展を図るため、教育情報事業、 共同購入、組織の強化等の事業。
 - イ 実施主体:熊本県木材事業協同組合連合会
 - (3) 県産材需要促進事業
 - ア 事業内容:木材需要拡大のための各種広報、催事、情報収集等の事業。
 - イ 実施主体:くまもと県産材振興会
 - (4) 県産材需要拡大消費者対策事業
 - ア 事業内容:森林・林業・木材産業の重要性や木材利用の意義等をマ スメディアにより P R する事業。
 - イ 実施主体: 林業・木材産業活性化広報協力事業協議会

(補助金交付申請)

第4条 要項第6条第2項第1号の規定に基づく補助金交付申請書に添付する事業計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(事業の実施、完了)

第5条 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。 2 事業を完了した場合は、別記第2号様式により知事に届け出なければならない。

(事業の実施等)

第6条 要項第9条第1項の規定に該当する場合は、補助金交付決定前着手 承認申請書を別記第3号様式により知事に提出しなければならない。

(確認検査)

第7条 知事は、第5条第2項に基づく完了届の提出があった場合は、検査員に事業の適否についての確認検査をさせるものとする。確認検査調書の様式は、別記第4号様式によるものとする。

(実績報告)

第8条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第5号様式による ものとする。

(関係書類の整理)

- 第9条 実施主体は、次に掲げる関係書類を整理し、事業完了の翌年度から 5年間保存する。
- (1) 経理関係書類

ア 金銭出納簿

イ 証憑書類(見積書、請求書、領収書、入金伝票など)

(2) 事業計画の提出から完了するまでの関係書類

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成31年(2019年)4月10日から施行する。
- 2 木材産業振興対策事業実施要領、県産材需要促進事業実施要領及びくまも と県産材総合PR補助事業実施要領は、廃止する。

別記第1号様式(第4条関係)

くまもと県産材需要拡大総合推進事業計画書

- 1 目的
- 2 期間

3 内容

事業名	項目	事業費	事業内容	区分	現状及び事業効果
計					

(注)事業名の欄には、第3条に定める(1)~(4)の事業名を記載すること。

別記第2号様式(第5条関係)

第号年月日

熊本県知事 様

実施主体の長印

〈和暦〉年度(〈西暦〉年度)くまもと県産材需要拡大総合推進事業完了届 このことについて、下記のとおり事業が完了しましたので、くまもと県産材 需要拡大総合推進事業実施要領第5条の規定により報告します。

記

事業内容	交 付	決 定	事業費	事業着手年月日	摘要	
	年月日	番号	(円)	事業完了年月日		

別記第3号様式(第6条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

熊本県知事 様

実施主体の長即

〈和暦〉年度(〈西暦〉年度)くまもと県産材需要拡大総合推進事業 補助金交付決定前着手承認申請書

このことについて、〇〇年度事業計画に基づき、着手の条件を了承のうえ、 下記のとおり交付決定前に実施したいので、くまもと県産材需要拡大総合推進 事業実施要領第6条の規定に基づき、申請します。

記

1 着手の理由

2 着手の計画

事業内容	事 業 費 (円)	着手予定年月日 完了予定年月日		

3 着手の条件

- (1)補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、その損失は事業実施主体において負担すること。
- (2)補助金交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

別記第4号様式(第7条関係)

確認検査調書

事業名	
実施主体 (代表者)	
事業費 (補助金額)	
交付申請年月日	
交付決定年月日	
交付決定番号	
事業着手年月日	
事業完了年月日	
完了検査年月日	
検査立合人	

○検査所見

上記事業を検査した結果、関係規定に照らし適正に実施されていると認められます。

〈和曆〉年(〈西曆〉年) 月 日

所 属

検査員 職・氏名

熊本県知事 様

【確認検査事項】

- 1 書類検査
 - (1) 経理関係書類の確認
 - (2) 事業関係書類(提出書類等)の確認
- 2 現物確認

成果品の確認

別記第5号様式(第8条関係)

くまもと県産材需要拡大総合推進事業実績書

- 1 目的
- 2 期間

3 内容

事業名	項目	決算額	事業実施内容	区分	事業効果
		千円			
計					

(注)事業名の欄には、第3条に定める(1)~(4)の事業名を記載すること。